

消費税に関する小規模事業者への実態調査結果

《調査概要》

1. 目的 政府が進める「消費税関連法案」が成立した場合、小規模事業者の資金繰りや販売価格への転嫁問題等、負担増加が懸念されるため、現状を把握し、今後の支援事業への参考データとする。
2. 調査期間 平成24年4月17日（火）～5月18日（金）
3. 調査対象 約2,600社（当所会員小規模事業所）
4. 調査方法 FAXによる調査票送付、FAX・ヒアリングにて回収
5. 回収件数 721件（回収率27.7%）

6. 回答企業概要

□会社形態

形態	件数	%
個人	190	26.6
法人	527	73.5
全体	717	100

※不明4件除く

□年間売上規模

年間売上	件数	%
1000万円以下	78	11.6
1000万円超～3000万円以下	169	25.1
3000万円超～5000万円以下	93	13.9
5000万円超	332	49.4
全体	672	100

※不明49件除く

□業種・従業員規模

業種	件数(%)	従業員数				合計	業種構成%
		0～5人	6～10人	11～20人	21人以上		
製造	79(53.7)	31(21.1)	29(19.7)	8(5.5)	147(100)	21.4	
建設	113(53.6)	59(28.0)	32(15.2)	7(3.2)	211(100)	30.8	
卸売	73(72.3)	20(19.8)	6(5.9)	2(2.0)	101(100)	14.7	
小売	79(86.8)	6(6.6)	4(4.4)	2(2.2)	91(100)	13.3	
飲食	28(77.8)	8(22.2)	0(0)	0(0)	36(100)	5.3	
サービスその他	73(73.7)	18(18.2)	6(6.1)	2(2.0)	99(100)	14.5	
全体	445(65.0)	142(20.7)	77(11.2)	21(3.1)	685(100)	100	

※不明36件除く

《調査結果まとめ》

1. 消費税の申告・納付状況

回答事業所の 93.2%は消費税の申告納付を行っているが、そのうち 12.0%は納付期限遅れや、未納の期間がある。主に資金繰りが厳しいことが原因。

2. 現在の消費税の販売価格への転嫁状況

「全て転嫁できている」事業所は全体の 60.1%。業種別では建設業が最も価格転嫁できていない。全体の約 2 割の事業所は取引の半分までしか価格転嫁できていない。

3. 販売価格に転嫁できない理由

「価格競争が激しく転嫁できない」が 51.8%、次いで「景気の低迷により転嫁しづらい」45.4%、「取引先との価格競争が厳しい」が 39.7%となった。建設業では「取引先との価格競争が厳しい」、小売業では「価格に端数がでて売りにくい」ため、端数を処理している」を理由に挙げる割合が最も高い。

4. 消費税が引き上げられた場合の価格転嫁について

税率が引き上げられた場合に、「全て転嫁できる」という事業所は全体で 48.8%。現状では、60.1%が転嫁できており、約 1 割の事業所が転嫁できなくなる見込み。飲食・サービス、製造、卸売の業種で転嫁できなくなると答える割合が大きく、取引先や消費者との価格調整が厳しくなると予想される。

5. 税率引上げ後、販売価格に転嫁できない場合の対応

「利幅が減少するがどうしようもない」が圧倒的に多く、特に小規模ほどその割合は高い。従業員規模の大きな事業所は、人件費だけでなく、事業全体で経費削減等の見直しを考えている。

税率引き上げ後、価格転嫁できない場合は利幅を圧縮し身銭を切る事業所が多いと考えられる。また、「廃業を検討」している事業所も 4.5%ある。

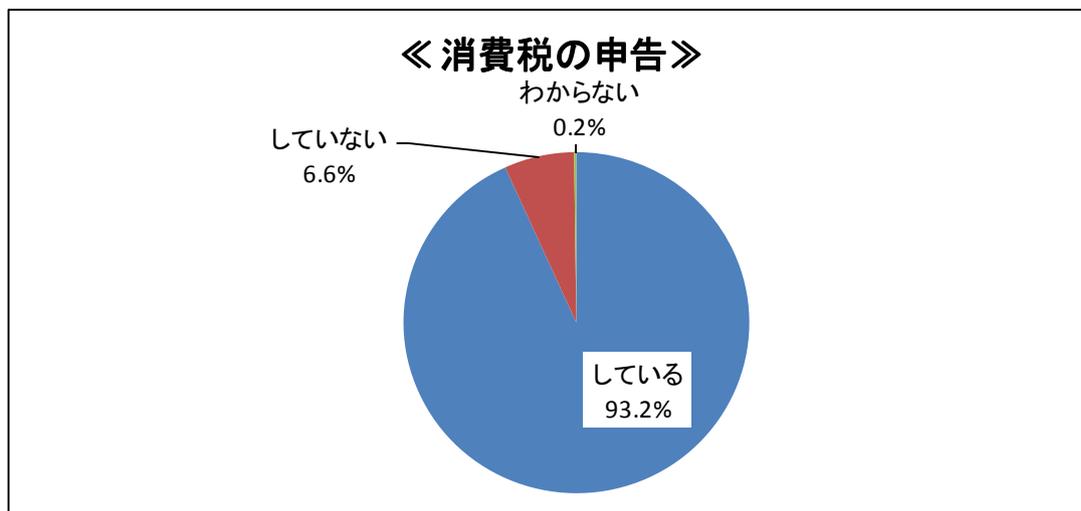
6. 消費税が引き上げられた場合に必要な支援策

「分割納税等の納付方法の変更」が 43.7%、次いで 39.8%が「行政や業界団体への申し入れ」、35.7%が「資金繰りに対応する低利の融資制度」を望んでいる。建設・卸売業では「行政や業界団体への申し入れ」、飲食業では「外税方式への変更」を望む事業所の割合が一番多い。

(1) 消費税の申告状況

消費者が商品やサービスを購入する際に消費税(現行 5%)を支払っているが、その消費税を預かり、間接的に納めているのが各事業所である。消費税は売上高に対して課税され、現在は基準期間(課税年度の 2 年前)の売上高が 1,000 万円を超えると、事業者は消費税を納めなければならない。

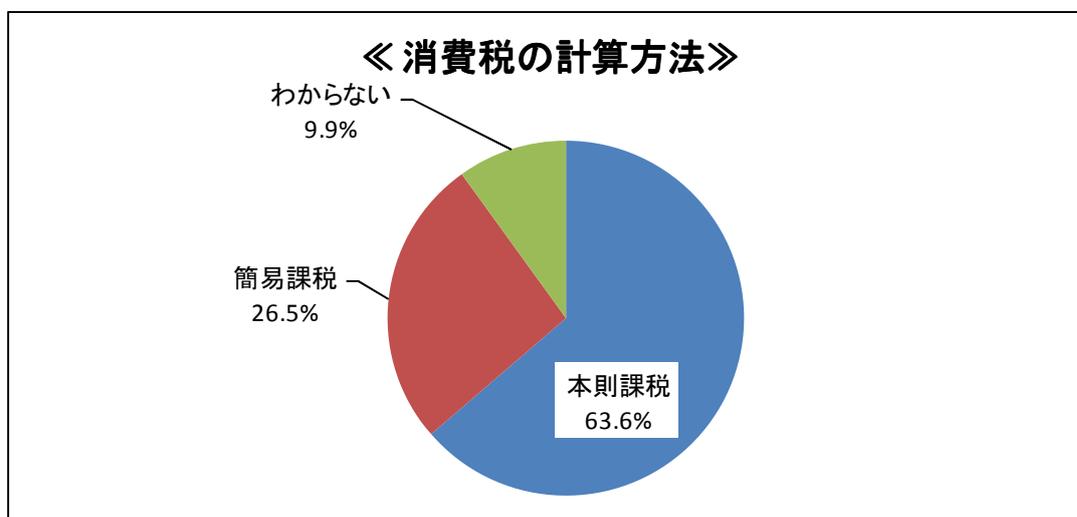
今回のアンケート回答事業所のうち 93.2%が消費税申告(税務署に消費税を納めている)を行っている。国税庁のホームページでは、平成 21 年の北陸管内での申告所得税及び法人税申告者に対する消費税申告者は 73%となっており、今回の回答事業所の消費税申告割合は高い。



(2) 消費税の計算方法

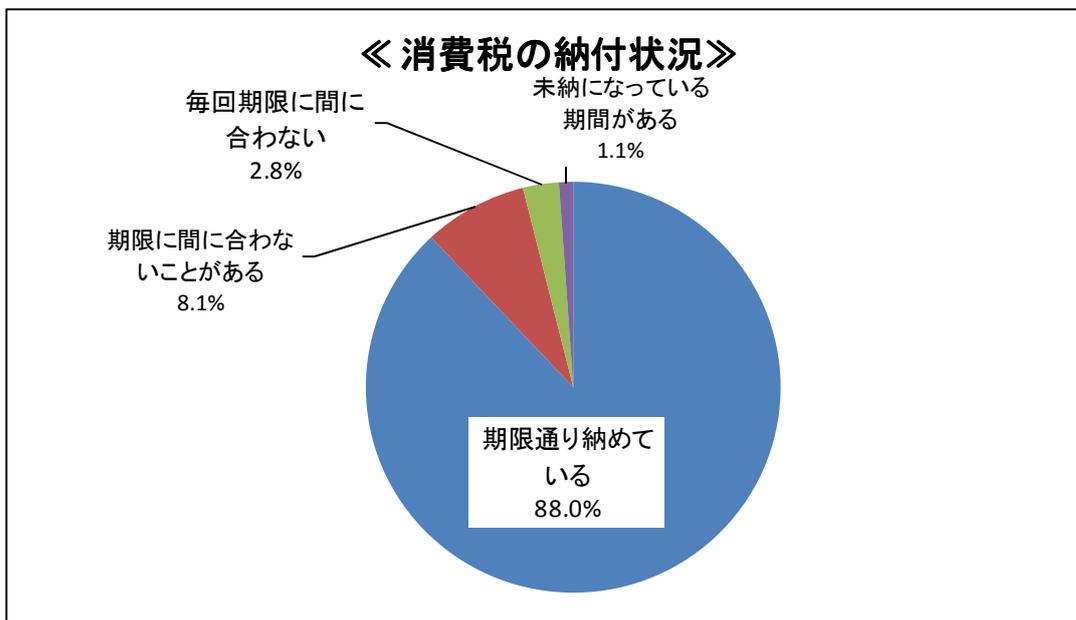
消費税納付事業所が税額を計算する方法は、本則課税と簡易課税の 2 通りがある。本則課税は、売上高に対する消費税から、仕入に対する消費税を差し引いて税額を算出する方法である。それに対し簡易課税は中小企業向けと言え、業種別に決められた“みなし仕入れ率”を売上高に乗じて消費税額を計算する方法であり、事務手続きが少なく済む。この計算方式は基準期間(課税年度の 2 年前)の売上高による選択式となっており、課税売上高 5,000 万円以下であれば簡易課税を選択することができる。

(1) の申告事業所のうち本則課税を選択している事業所は 63.6%、簡易課税を選択している事業所は 26.5%、残り 9.9%は税理士等に任せており把握していない。



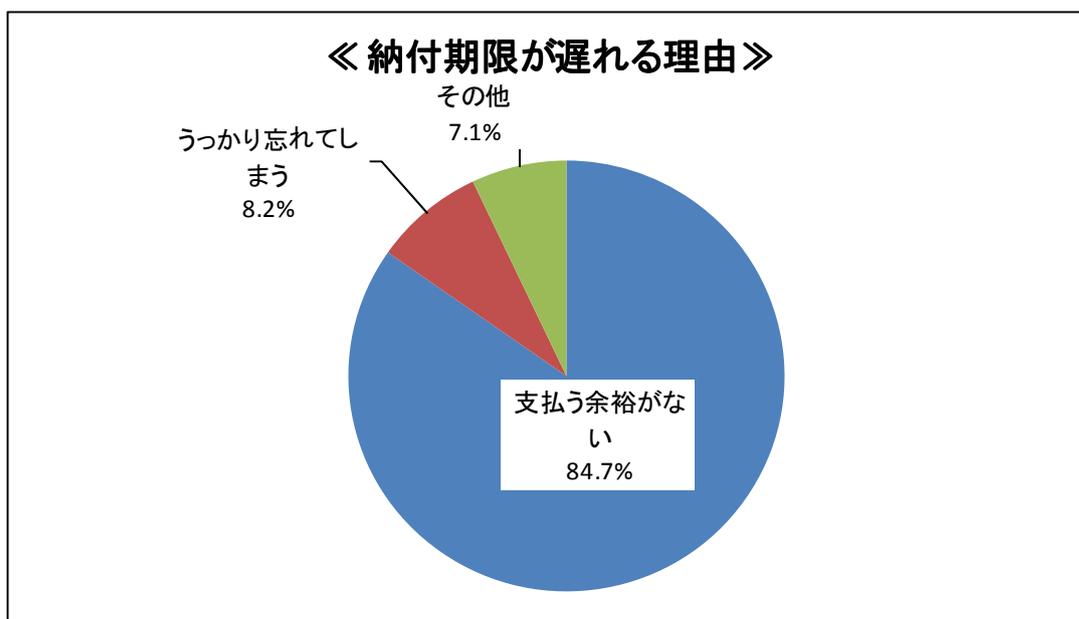
(3) 消費税の納付状況

(1)の申告事業所のうち、消費税の納付状況を見ると、「期限通り納めている」は88.0%、「期限に間に合わないことがある」は8.1%、「毎回期限に間に合わない」は2.8%、「未納になっている期間がある」事業所も1.1%あった。



(4) 消費税の納付が遅れる理由

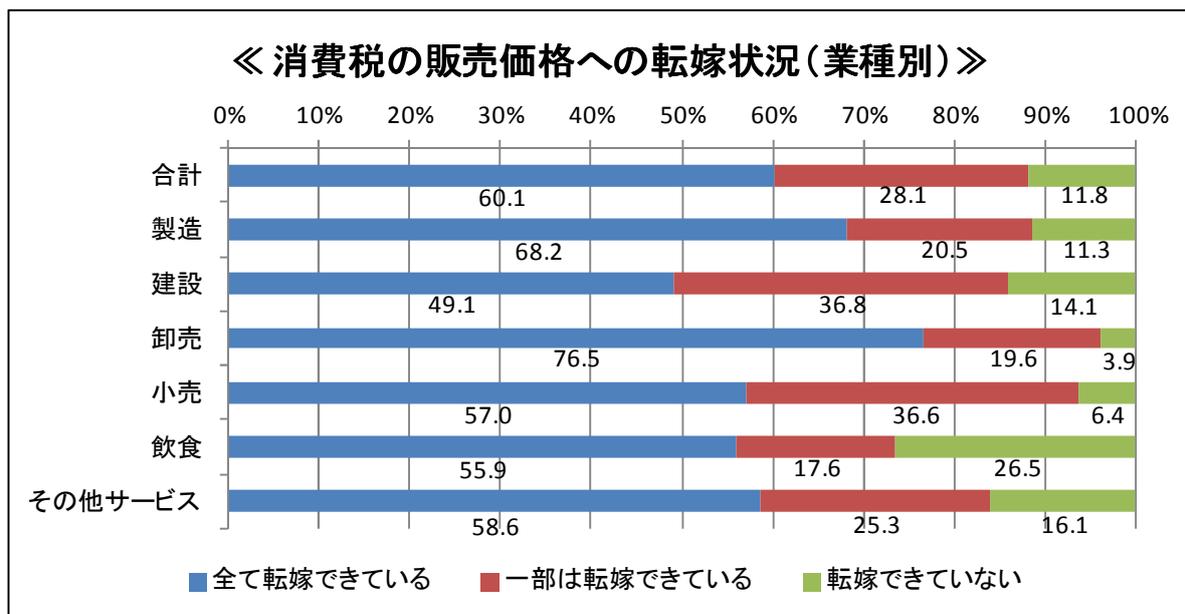
消費税の納付が遅れる理由については、資金繰りが厳しく「支払う余裕がない」事業所が84.7%となっている。「うっかり忘れてしまう」事業所は8.2%。その他の理由としては、「今年から申告事業所になった」「税理士に任せているため把握していない」といった意見があった。



(5) 現在の消費税の販売価格への転嫁状況について

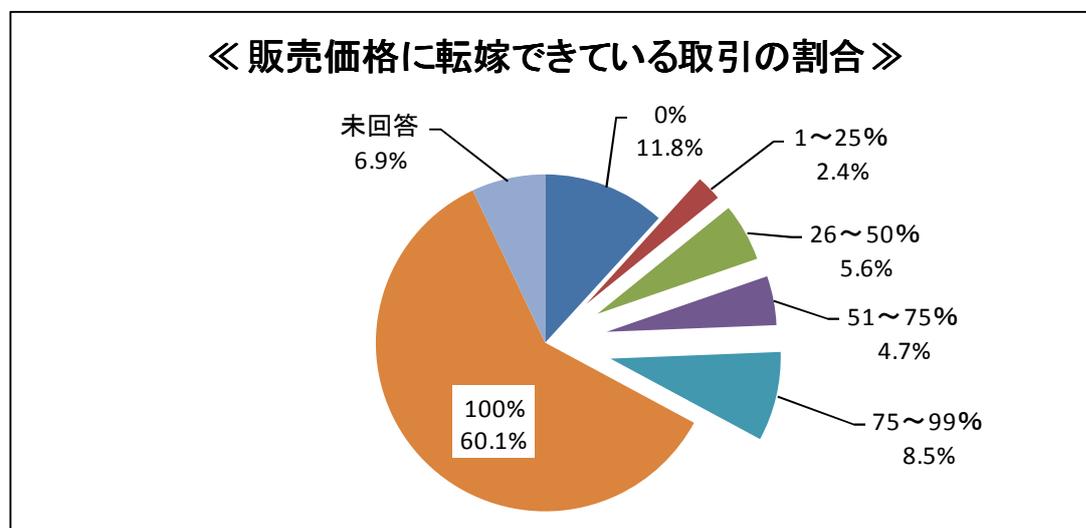
現在の消費税額 5%を、販売価格に合わせて上乗せできていれば「価格転嫁できている」状態であり、適正な取引である。しかしながら、販売先との力関係等により、消費税分の値引きが行われると、事業者にとってはコスト増となり、身銭を切って消費税を納税しなければならない。(例: 価格転嫁とは販売価格 200 円の商品に消費税 10 円を上乗せし 210 円(税込)で販売すること。価格転嫁できなければ、200 円(税込)として販売しなければならない。)

上記を踏まえ、現状での販売価格への転嫁状況を確認したところ、消費税を販売価格に転嫁できている事業所は、全体では「全て転嫁できている」が 60.1%、「一部転嫁できている」が 28.1%、「転嫁できていない」が 11.8%となっている。また、業種別に見た場合、「全て転嫁できている」と回答した割合が最も低いのは建設業で、49.1%であった。



(6) 価格転嫁できている取引の割合

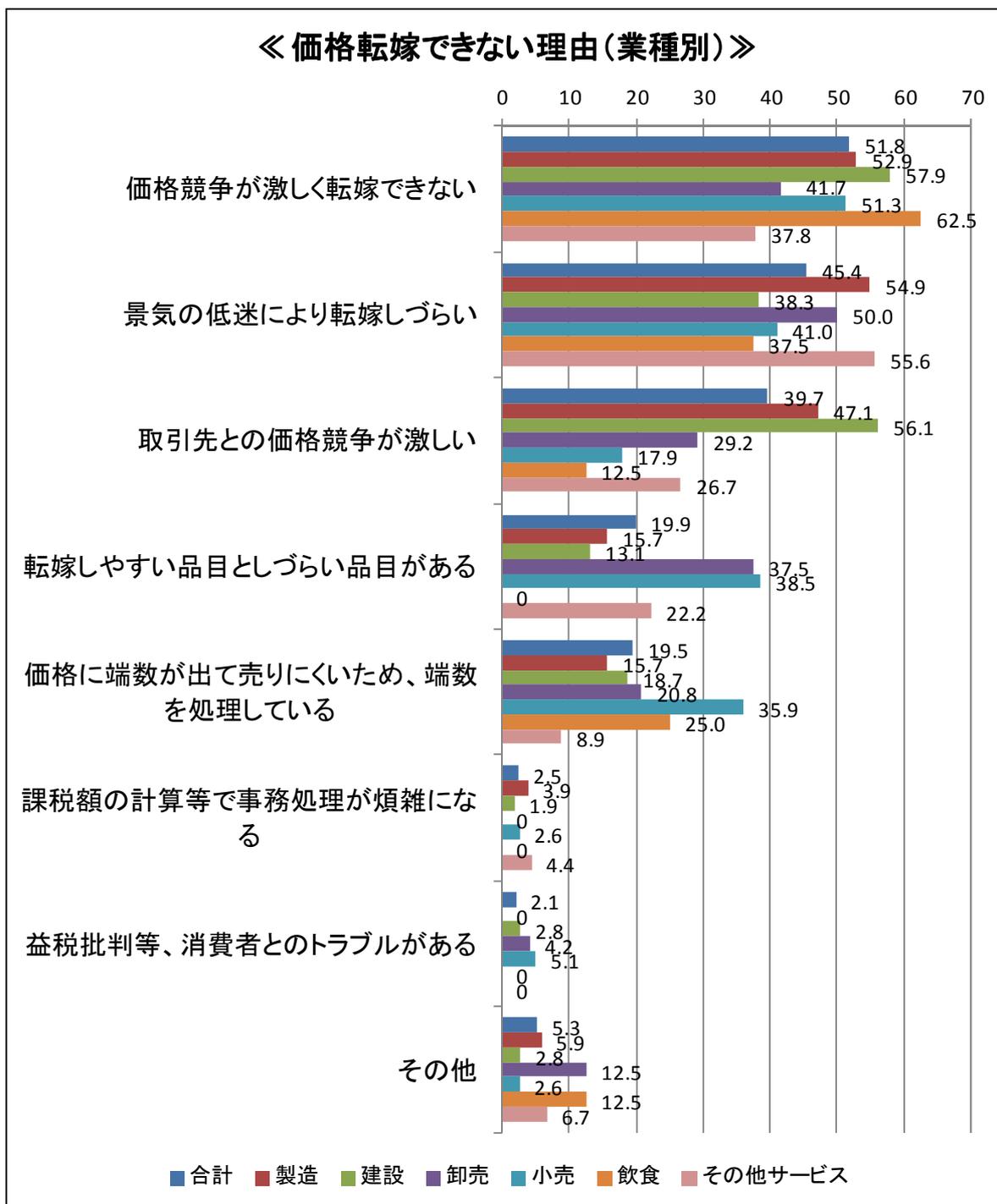
上記(5)の全体で「一部は転嫁できている」と回答した事業所 28.1%のうち、取引割合の「1~25%」で回答した事業所が全体の 2.4%、「26~50%」は 5.6%、「51~75%」は 4.7%、「75~99%」は 8.5%だった。



(7) 販売価格に転嫁できない理由

(5) で「一部転嫁できている」または「転嫁できていない」と回答した事業所にその理由を尋ねたところ、「価格競争が激しく転嫁できない」と回答した事業所が51.8%、「景気の低迷により転嫁しづらい」45.4%、「取引先との価格競争が厳しい」が39.7%で続く。

業種別に見た場合、建設業では「取引先との価格競争が厳しい」を理由にあげる割合が高く(56.1%)、卸・小売業では「転嫁しやすい品目としづらい品目がある」(小売業：38.5%、卸売業：37.5%)、また、小売業では「価格に端数が出て売りにくいため、端数を処理している」割合が高い(35.9%)。

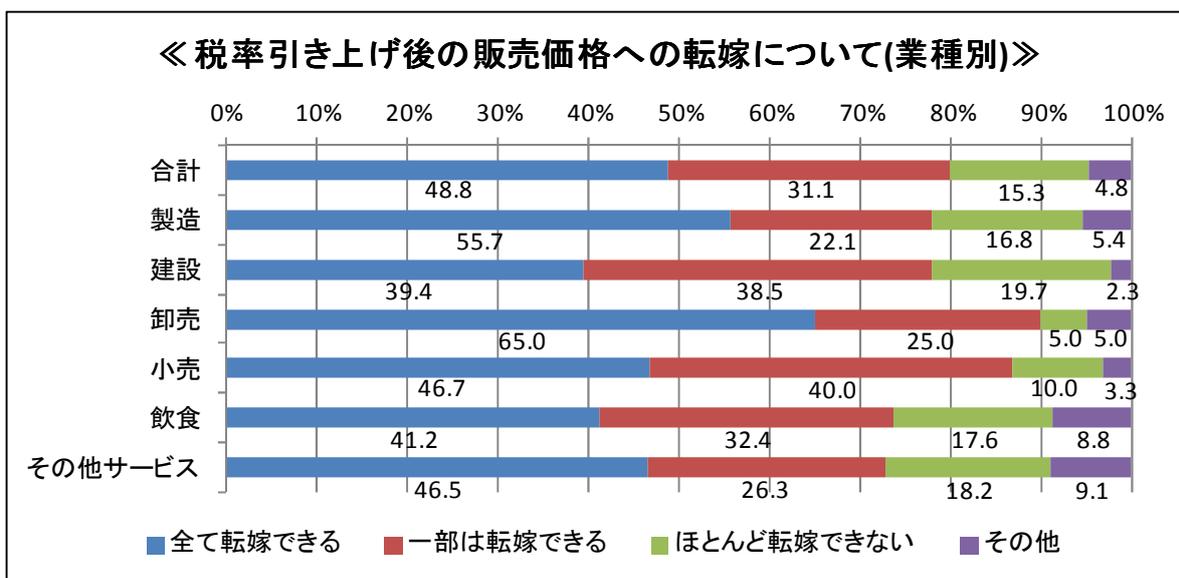


(8) 消費税が引き上げられた場合の価格転嫁について

(5) では消費税 5% 現在での価格転嫁状況を確認したが、「消費税関連法案」が成立した場合、段階的に 10% まで消費税が引き上げられることとなる。そこで将来、税率が引き上げられた場合に価格転嫁できる見込みを尋ねた。

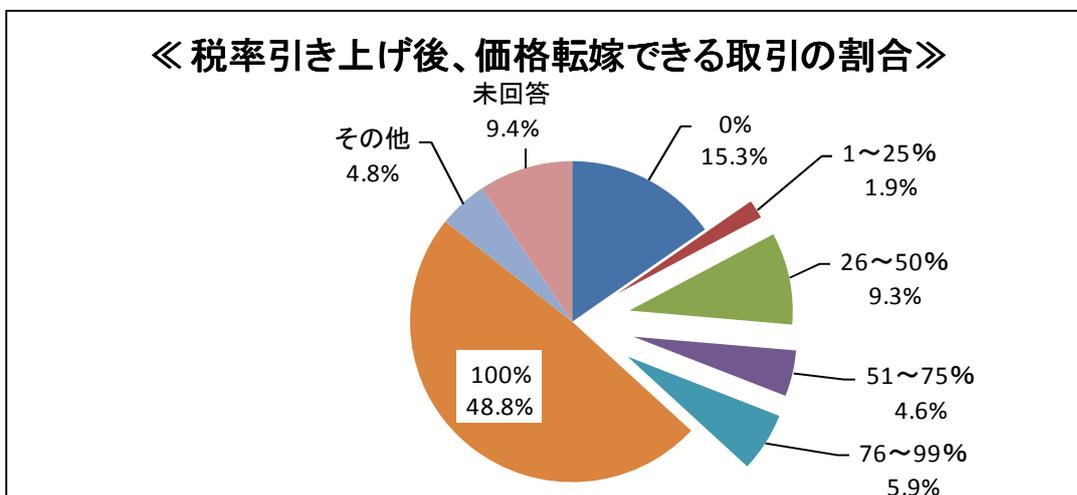
「全て転嫁できる」と回答した事業所は全体の 48.8%、「一部は転嫁できる」が 31.1%、「ほとんど転嫁できない」が 15.3% となった。(5) の消費税 5% の現在では、60.1% が「全て転嫁できる」と回答しており、消費税が引き上げられた場合は、「全て転嫁できる」事業所は 11.3% 減少する。また、その他「転嫁できるかどうかわからない」という意見も多く、先行きが見えない様子もうかがえた。

税率引き上げ後を業種別に見ると、「全て転嫁できる」は卸売業で 65.0% (現状より△11.5%)、飲食以外のサービス業で 58.6% (現状より△12.1%)、製造業で 55.7% (現状より△12.5%)、飲食業で 41.2% (△14.7%)、と全体平均より転嫁できなくなる割合が大きい。



(9) 消費税引き上げ後、販売価格に転嫁できる取引の割合

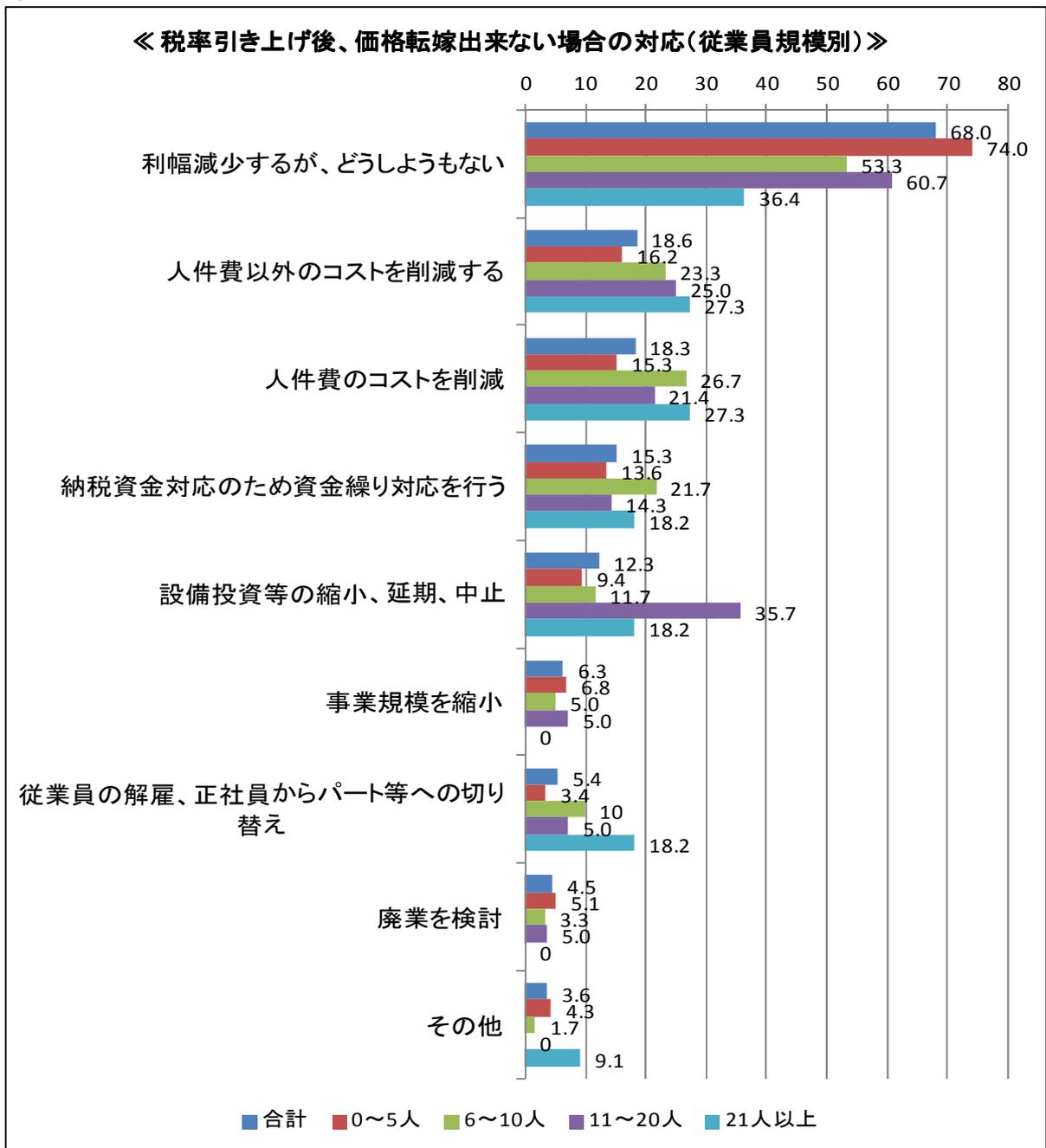
上記(8)の税率が引き上げられた際は、全体で「一部は転嫁できる」と回答した事業所 31.1% のうち、取引割合の「1~25%」と回答した事業所が全体の 1.9%、「26~50%」は 9.3%、「51~75%」は 4.6%、「76~99%」は 5.9% となった。



(10) 税率引き上げ後、販売価格に転嫁できない場合の対応

税率が引き上げられた場合、消費税を販売価格に転嫁できないと回答した事業所に対応策を聞いたところ、「利幅が減少するがどうしようもない」が 68.0%と圧倒的に多い。対策を講じる事業所では「人件費以外のコストを削減する」が 18.6%、「人件費のコスト削減を行う」が 18.3%と、経費節減が第一に上がっている。「廃業を検討」している事業所も 4.5%あった。

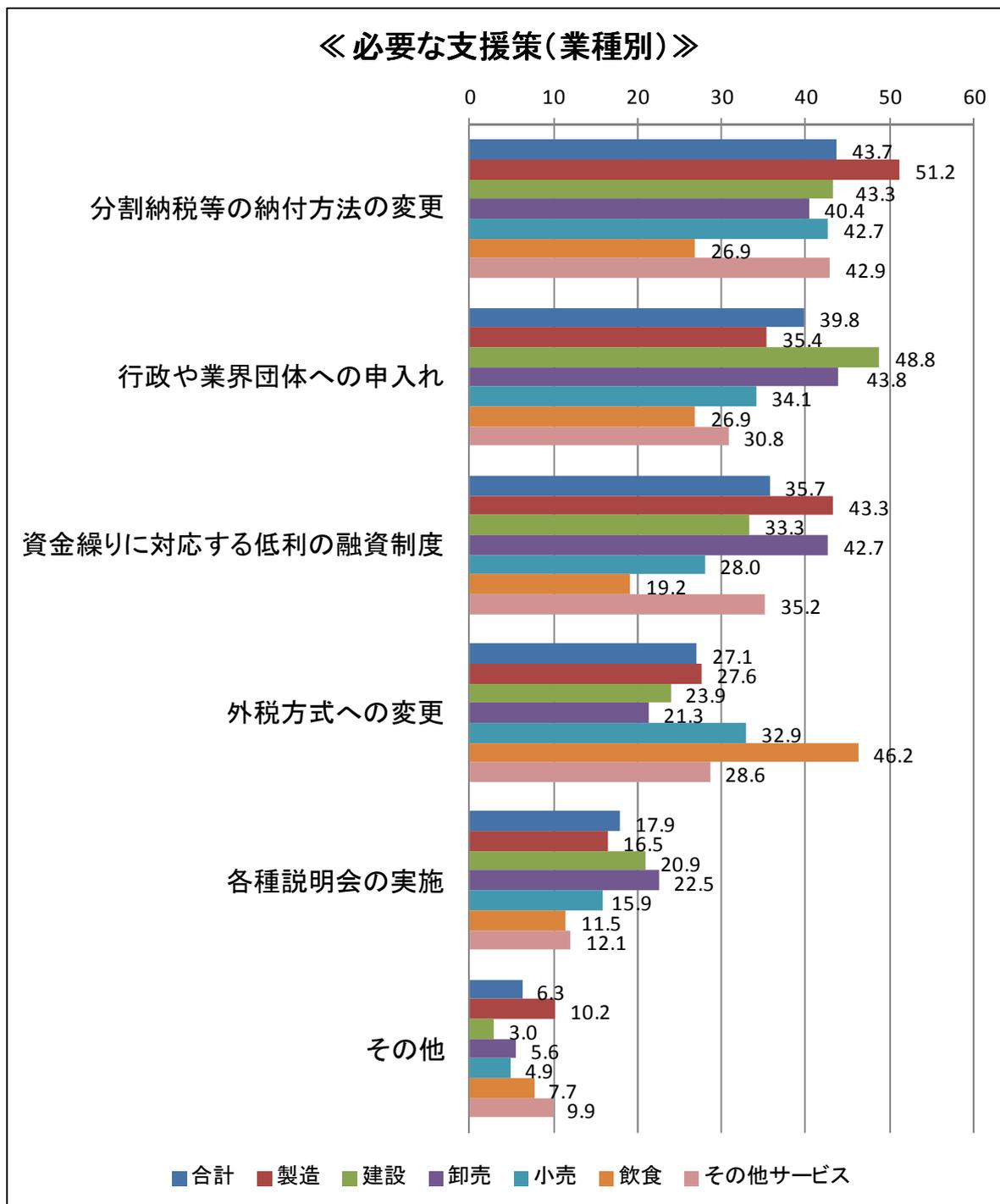
従業員規模別では 0～5 人の小規模な事業所で「利幅が減少するがどうしようもない」と回答した割合が 74.0%と全体より高く、規模が小さいほど経営環境の厳しい中、経費節減などの資金繰り改善策は既に行っており、これ以上の手立ては難しいのが現状ではないかと考えられる。一方、規模の大きな事業所では、人件費の削減項目だけでなく、「人件費以外のコストを削減する」や「設備投資の縮小、延期、中止」等、全般的な経費削減を行う事業所が多い。



(11) 消費税が引き上げられた場合に必要な支援策

税率が引き上げられた場合に必要な支援策として上げられたものは、「分割納税等の納付方法の変更」が43.7%、次いで39.8%が「行政や業界団体への申し入れ」、35.7%が「資金繰りに対応する低利の融資制度」を望むものだった。

業種別に見た場合、建設・卸売業では「行政や業界団体への申し入れ」を望む割合が一番多く、飲食業では「外税方式への変更」が一番多い。



(12) その他自由意見 (一部抜粋)

《自社の現状について》

- ・5%の今でも融資を受けてなんとか期限通り納めているが、10%になるとどうなるか心配している。
(住宅設備機器修理業)
- ・消費税が10%まで引き上げられてしまったら価格は変更できないので、仕入を落とさざるを得ない。
(飲食業)
- ・POS レジ一貫ハンディーターミナル。PC等を利用してやるので設備費及び保守が負担になる。
(小売業)
- ・消費税分だけ値引きすることがある。価格競争がますます激しくなると思う。(小売業)
- ・我々建設業は請負業者であり、従来も消費税は値引きの対象になっていた。今回消費税が10%に引き上げられるとますます値引き幅が大きくなり、苦しくなる。他に良い方法があるのなら検討してほしい。(建設業)
- ・売掛金回収の時、消費税分を切り捨てられることがあるので困ります。(建設業)
- ・客先が価格転嫁に対してくれるかどうか大きな不安がある。(非破壊検査業)
- ・現状もとてもきびしく、消費税を引き上げると納税できない。もしくは事業の継続が難しくなる。
(建設業)

《国政に対して》

- ・本来、景気が良ければ、不要なもの。税引き上げにより市中全般に物価高となり、暮らしは悪化する。景気対策を第一に考えて欲しいです。(小売業)
- ・国会議員の数と給料そして公務員の数と給料をへらすべし。それから消費税を上げるべきである。
(建設業)
- ・デフレの時に増税するという事が理解できません。景気回復するために政府はお金を遣うべきです。復興支援とか国民が安心して暮らせるように。(小売業)
- ・今後我が国の高齢化が進み、医療福祉等の支出が増大すると思われます。したがって国の財政健全化のため、消費税の増税は避けて通れないと思います。(卸売業)
- ・財政赤字が増大していることを考えれば消費税の引き上げもやむなし。(資源回収業)

《税システムについて》

- ・消費税全廃し、物品税方式に変更して欲しい。(卸の段階で課税)税の2重加算等に似た、やり方は良いと思えない。(小売業)
- ・消費税ではない課税方法になるといいのに。どうせやるならインボイスを導入してはどうでしょう。
(小売業)
- ・福祉や介護、医療など特定の経費として。(小売業)
- ・「食品・必需品」には消費税非課税にしてはどうですか。(小売業)
- ・絶対に分割納税等納付方法の選択が出来るように！！(製造業)
- ・消費税も大企業、小規模事業者と税率が違ったらどうでしょう。米国みたいに！(印刷業)
- ・内税が問題で弱小業者の負担になる。外税方式であれば問題が解消する。(卸売業)

《消費者に対して》

- ・消費税は販売店の利益でもなんでもないのでから端数を切り捨てる。お客様の納税意識が薄い気がする。(工作機械販売修理業)
- ・お客さまに請求しても値引き対象になってしまう。(建設業)